

○ 企業内容等の開示に関する留意事項について（平成11年4月大蔵省金融企画局）

改 正 後			現 行
A 基本ガイドライン			A 基本ガイドライン
法第4条（募集又は売出しの届出） 関係			法第4条（募集又は売出しの届出） 関係
(新株予約権付社債券の募集等の届出の可否の決定等)			(新株予約権付社債券の募集等の届出の可否の決定等)
4－5 新株予約権付社債券の募集又は売出し（法第4条第3項に規定する有価証券の売出しをいう。23の14－3、 <u>24の5－8及び24の5－9</u> を除き、以下同じ。）に係る届出の要否は、当該新株予約権付社債券の発行価額又は売出価額の総額によるものとする。			4－5 新株予約権付社債券の募集又は売出し（法第4条第3項に規定する有価証券の売出しをいう。23の14－3、 <u>24の5－6及び24の5－7</u> を除き、以下同じ。）に係る届出の要否は、当該新株予約権付社債券の発行価額又は売出価額の総額によるものとする。
なお、新株予約権付社債券とすでに募集が行われた株券及び並行して募集が行われる株券について、開示府令第2条第3項第2号、第4号及び第5号の規定を適用するに当たっては、新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の行使により発行し、又は移転する株券の発行価額の総額によるものとし、それらの規定に該当することとなる場合には、当該新株予約権付社債券の募集に関する届出の必要があることに留意する。			なお、新株予約権付社債券とすでに募集が行われた株券及び並行して募集が行われる株券について、開示府令第2条第3項第2号、第4号及び第5号の規定を適用するに当たっては、新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の行使により発行し、又は移転する株券の発行価額の総額によるものとし、それらの規定に該当することとなる場合には、当該新株予約権付社債券の募集に関する届出の必要があることに留意する。
法第15条（届出の効力発生と目論見書の交付） 関係			法第15条（届出の効力発生と目論見書の交付） 関係
(発行価格等に係る情報の提供方法)			(新設)
<u>15－5 開示府令第14条の2第1項第3号に規定する「他の方法により当該事項に係る情報を取得した旨」とは、例えば、書面の交付若しくは説明、フアクジミリ装置による通信、電子メールによる送信、口頭による説明、電話による音声案内等の方法により、当該事項に係る情報を取得した旨をいうものとする。</u>			
法第24条の4の7（四半期報告書の提出） 関係			法第24条の4の7（四半期報告書の提出） 関係
24の4の7－3 その事業年度が3月を超える会社の発行する有価証券（令第4条の2の10第1項各号に掲げる有価証券に限る。 <u>24の4の7－5、24の5－4及び24の5－5</u> において同じ。）が法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券に該当することとなった場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、当該区分に定める四半期報告書の提出を要することに留意する。			24の4の7－3 法第24条第1項本文の規定の適用を受けない会社でその事業年度が3月を超えるものの発行する有価証券（令第4条の2の10第1項各号に掲げる有価証券に限る。）が法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券に該当することとなった場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、当該区分に定める四半期報告書の提出を要することに留意する。
① その該当することとなった日が事業年度開始の日から3月以内の日であるとき 当該事業年度の最初の四半期会計期間（ <u>②</u> 及び24の7－4において「第1四半期会計期間」という。）に係る四半期報告書			① その該当することとなった日が事業年度開始の日から3月以内の日であるとき 当該事業年度の最初の四半期会計期間（ <u>②</u> において「第1四半期会計期間」という。）に係る四半期報告書
② その該当することとなった日が事業年度開始の日から6月以内の日であるとき（ <u>①</u> に掲げる場合に該当するときは除く。） 第1四半期会計期間の翌四			② その該当することとなった日が事業年度開始の日から6月以内の日であるとき（ <u>①</u> に掲げる場合に該当するときは除く。） 第1四半期会計期間の翌四

	半期会計期間（③、24の5-4及び24の5-5において「第2四半期会計期間」という。）に係る四半期報告書 ③ その該当することとなった日が事業年度開始の日から9月以内の日であるとき（①及び②に掲げる場合に該当するときを除く。） 第2四半期会計期間の翌四半期会計期間に係る四半期報告書 24の4の7-4 法第24条の5第1項の規定により半期報告書を提出しなければならぬ会社は、法第24条の4の7第2項の規定により四半期報告書を提出しようとする場合には、その事業年度の第1四半期会計期間に係る四半期報告書から提出しなければならないことに留意する。 24の4の7-5 法第24条の4の7第2項の規定により四半期報告書を提出した場合には、当該四半期報告書に係る四半期会計期間の翌四半期会計期間以後、継続して四半期報告書を提出しなければならないことに留意する。 ただし、その発行する有価証券を金融商品取引所に上場し、又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録しようとする会社が、法第24条の4の7第2項の規定により四半期報告書を提出した場合において、当該有価証券を金融商品取引所に上場し、又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録することができなかったときその他これに準ずる場合に該当するときは、当該四半期報告書に係る四半期会計期間の属する事業年度の翌事業年度以後（法第24条の4の7第1項の規定により四半期報告書を提出しなければならない場合を除く。）、法第24条の5第1項の規定による半期報告書を提出することができることに留意する。 24の4の7-6～24の4の7-8 法第24条の5（半期報告書、臨時報告書及びこれらの書類の写しの提出） 関係 24の5-4 法第24条の5第1項の規定により半期報告書を提出しなければならない会社であつてその発行する有価証券が、当該会社の事業年度開始の日から6月を経過した日から起算して3月以内の期間に、法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券に該当することとなった場合（当該有価証券について、開示府令第8条第2項の規定により開示府令第2号の四様式又は第二号の七様式による有価証券届出書（第2四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表を記載したものに限る。）を提出していない場合に限る。）には、当該事業年度に係る半期報告書の提出を要することに留意する。ただし、法第24条の4の7第2項の規定により既に当該事業年度の第2四半期会計期間に係る四半期報告書を提出した場合は、この限りでないことに留意する。 24の5-5 法第24条の4の7第1項の規定により四半期報告書を提出しなければならぬ会社であつてその事業年度が6月を超えるものの発行する有価証
--	--

	半期会計期間（③において「第2四半期会計期間」という。）に係る四半期報告書 ③ その該当することとなった日が事業年度開始の日から9月以内の日であるとき（①及び②に掲げる場合に該当するときを除く。） 第2四半期会計期間の翌四半期会計期間に係る四半期報告書 (新設) (新設) 24の4の7-4～24の4の7-6 法第24条の5（半期報告書、臨時報告書及びこれらの書類の写しの提出） 関係 (新設) (新設)
--	--

券が、当該会社の事業年度開始の日から6月を経過した日から起算して3月以内の期間に、<u>法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券に該当しなくなった場合（同項第3号又は第4号に該当する場合に限る。）</u>には、当該事業年度に係る半期報告書の提出を要することに留意する。ただし、当該会社が当該事業年度の第2四半期会計期間に係る四半期報告書を既に提出した場合は、この限りでないことに留意する。	
<u>24の5—6～24の5—9</u> (略)	<u>24の5—4～24の5—7</u> (略)
<u>24の5—10</u> <u>24の5—9の規定は、開示府令第19条第2項第2号の規定により臨時報告書を提出した場合に準用する。</u>	<u>24の5—8</u> <u>24の5—7の規定は、開示府令第19条第2項第2号の規定により臨時報告書を提出した場合に準用する。</u>
<u>24の5—11～24の5—24</u> (略)	<u>24の5—9～24の5—22</u> (略)
<u>24の5—25</u> <u>24の5—24の「当該事象の連結損益に与える影響額」を算定するに当たり、当該事象が発生した連結子会社に係る当該事象の発生時における持分比率によることができない場合には、当該連結会社の最近連結会計年度に係る連結財務諸表を作成する際に用いた割合比率によることができるものとする。</u>	<u>24の5—23</u> <u>24の5—22の「当該事象の連結損益に与える影響額」を算定するに当たり、当該事象が発生した連結子会社に係る当該事象の発生時における持分比率によることができない場合には、当該連結会社の最近連結会計年度に係る連結財務諸表を作成する際に用いた割合比率によることができるものとする。</u>
<u>24の5—26</u> (略)	<u>24の5—24</u> (略)